

まえがき

本書は、警察行政職員昇任試験で試験科目として課されることが多い「憲法」「行政法」「時事」の論文問題について、本試験で出題が予想されるテーマを模擬試験形式で多数収録しました*。

本書は、

- 行政職昇任試験に向けて、インプットから総仕上げまで役に立ちます。
- インプットとして使う場合、学習の参考になるよう答案例を長めに作成してありますので、**書かれていること全てを暗記しなければ試験に合格できないということはありません**。試験対策としては、まずは**項目立て**と答案例中の**キーワード**（黒太字）を覚え、そこから答案の記述を徐々に膨らませられるようにしましょう。
- 総仕上げ（アウトプット）として使う場合、実際に時間を計って、時間内にどれだけのことを書くことができるのか力試ししましょう。採点する際のポイントは、インプットの場合と同様、**項目立て**と答案例中の**キーワード**（黒太字）です。繰り返しになりますが、答案例は長めに作成してありますので、書かれていること全てを暗記しなければ試験に合格できないということはありません。実際の試験では、項目立てとキーワードを覚え、それらをつなぐような記述をすることができれば、合格点に達することができるでしょう。

本書が皆様の昇任試験合格の一助となれば幸いです。

*問題文及び解答例は、過去に小社が実施した行政職昇任試験用模擬試験に基づいて、法改正等を加味して編集し、新規問題を若干追加したものになります。

目 次

憲 法						
01	天皇の地位と権能	P4		11	居住・移転の自由、 職業選択の自由	P24
02	基本的人権の意義と 限界	P6		12	社会権の基本権	P26
03	外国人の人権	P8		13	法定手続の保障	P28
04	公務員の人権	P10		14	被疑者の権利	P30
05	防犯カメラと犯罪捜査	P12		15	国会議員の特権	P32
06	表現の自由の意義と 限界	P14		16	衆議院の優越	P34
07	表現の自由と検閲の 禁止	P16		17	衆議院の解散	P36
08	表現の自由と公安条例	P18		18	地方自治	P38
09	報道の自由・取材の 自由	P20		19	憲法改正の手続と限界	P40
10	信教の自由と政教分離 原則	P22				

行政法						
01	警察の責務	P42		06	苦情の申出制度	P52
02	都道府県公安委員会	P44		07	懲戒処分と分限処分	P54
03	援助の要求	P46		08	サービスの根本基準	P56
04	管轄区域外における 職権行使	P48		09	法令等に従う義務	P58
05	警察署協議会	P50		10	信用失墜行為の禁止	P60

11	秘密を守る義務	P62
12	職務専念義務	P64
13	政治的行為の制限	P66
14	争議行為等の禁止	P68

15	営利企業への従事等の制限	P70
16	公務災害補償	P72
17	行政庁の権限の代行	P74

時 事					
01	生成AIの普及と懸念事項	P76	09	仮装身分捜査	P92
02	能登半島地震	P78	10	性犯罪関係の刑法改正	P94
03	南海トラフ地震	P80	11	令和5年の刑訴法改正	P96
04	マイナンバー法	P82	12	拘禁刑の創設	P98
05	令和4年の障害者雇用促進法改正	P84	13	日本共産党と警察の立場	P100
06	令和6年の入管法改正	P86	14	オウム真理教の現状	P102
07	令和6年の犯罪情勢	P88	15	ハラスメント防止	P104
08	令和6年の銃刀法改正	P90			

問 題

憲法に定める天皇の地位と権能について述べなさい。

答案例：まずは項目立てとキーワード（黒太字）を覚えよう！

1 天皇の地位

- 日本国及び日本国民統合の**象徴**たる地位を有する（憲法第1条）。
- 国事に関する行為（**国事行為**）のみを行い、**国政に関する権能を有しない**（憲法第4条第1項）。

2 天皇の権能

(1) 国事行為（憲法第6条、第7条、第4条第2項）

天皇は、**内閣の助言と承認**により、以下の国事行為を行うことができる。

- ア 内閣総理大臣の**任命**
- イ 最高裁判所長官の**任命**
- ウ 憲法改正、法律、政令及び条約の**公布**
- エ **国会の召集**
- オ **衆議院の解散**
- カ 国会議員の総選挙の施行の公示
- キ 国務大臣等の^{にんめん}任免等の**認証**
- ク ^{おんしや}恩赦の**認証**
- ケ 栄典の授与
- コ 外交文書の**認証**

サ 外国の大使・公使の^{せつじゅ}接受

シ 儀式の挙行

ス 国事行為の委任

(2) 公的行為

天皇は、国会開会式における「おことば」等の**公的行為**を行うことができる。

公的行為は、憲法に直接規定されていないが、**象徴としての地位に基づき認められたものであり、内閣の責任の下で行われる。**

● ● M E M O ● ●

問題

警察法に規定する警察の責務について述べなさい。

答案例：まずは項目立てとキーワード（黒太字）を覚えよう！

1 意義

警察法第2条第1項は、警察の責務として**個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全**と秩序の維持を挙げている。

(1) 個人の生命、身体及び財産の保護

迷い子、行方不明者等の発見・保護、拾得物の管理、災害時等の人命救助等が挙げられる。

(2) 公共の安全と秩序の維持

国や地域社会の安全と秩序を維持することを意味する。具体的には、警察法第2条第1項において、犯罪の予防及び鎮圧、犯罪捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りが例示されている。

2 警察の責務と活動

(1) 警察の活動

警察の活動は、個々の法令に基づく場合のほか、**警察の責務の範囲内**で行う必要がある（警察法第2条第2項）。

(2) 警察の責務の遂行

警察の責務の遂行に当たって、その**権限を濫用することは許されず**、個人の権利、自由を制限する場合は、警察官職務執行法等、**個別の法律の根拠**が必要となる。

また、法律上の要件を形式的には満たしていても、実質的には

権限を行使する必要のないときは行使が許されず、**他に人権制約の少ない方法があればそれをとるべき**とされている。

3 警察の責務と他の機関

治安維持に当たっては、個々の法律によって他の機関の権限とされているものを含め、警察の任務と重複する場合が多いことから、**相互に協力**する必要がある。

● • M E M O • ●

問 題

いわゆる生成AIについて、普及の状況及びそれに伴う懸念事項を述べなさい。

答案例：まずは項目立てとキーワード（黒太字）を覚えよう！

1 生成AIの普及の状況

(1) 生成AIとは

生成AIとは、**ディープラーニング**を用いて、自然言語や画像などのデータを入力として受け取り、それに基づいて新たなデータを生成するAIの一種である。

(2) 普及の状況

生成AIは、**テキスト生成、文章の要約、言語翻訳、スタイル変換、写真の修復、アート生成**など、様々な分野で活用されており、生成AIの進化と普及は、データの拡充、計算能力の向上、オープンソースの貢献などの要因によって推進されている。

2 普及に伴う懸念事項

生成AIの普及には、**偽情報（ディープフェイク）の拡散**や**著作権**に関する問題、**バイアスと公平性**の問題、**プライバシーの侵害**などの課題も浮き彫りになっており、法的観点からも対策が検討され始めている。

(1) 生成AIに関する諸外国での法的な取扱い

EUではAI法でリスク管理等の義務が求められ、米国ではAIの説明責任に関する措置が検討され、台湾ではディープフェイクの

使用を規制する法改正が可決された。

(2) 生成AIによる著作物利用

著作権者の権利や義務を尊重する必要がある、日本では音楽や写真などの著作権団体が見解や提言を発表し、**著作権法の改正**も求められている。文化庁の見解では、生成AIは著作者とはみなされず、自律的に生成されたものは著作物ではないとされている。

(3) 生成AIによる個人情報利用

本人の同意や利用目的の明確化が必要であり、**個人情報保護法**に従う必要がある。個人情報保護委員会は、生成AIサービスの利用に関する注意喚起を公表し、個人情報の適切な取扱いと公共的な利益のバランスを保つ必要性を指摘している。

● ● M E M O ● ●

法令略称一覧

か	刑法	刑事訴訟法
	激甚災害法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
さ	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
た	大規模災害復興法	大規模災害からの復興に関する法律
	団体規制法	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律
	地公法	地方公務員法
	特定非常災害特別措置法	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警察行政職員用 昇任試験のための記述問題集

令和7年7月10日 発行

著 者 別冊KEISATSU
KORON編集部

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>